

ア 10-5-4

● 大阪府豊能郡小曾根村大字石蓮寺の近代文書について

小曾根（おぞね）村大字石蓮寺（せきれんじ）文書は、昭和 60 年（1985）に古書店より購入したもので、明治 2 年（1869）から昭和 6 年（1931）にわたる文書が計 272 点あり、一箱に収められている。本来は石蓮寺地区で保有される区有文書であったと思われる。

大字石蓮寺は、近世には摂津国豊島郡石蓮寺村であり、幕末の支配関係と村高は、上総国飯野藩（保科弾正忠正益）領、20 石 5 斗 1 升 1 合であった（『旧高旧領取調帳』）。維新期の明治 3 年（1870）10 月に兵庫県に編入され、翌 4 年 11 月からは大阪府の管轄となっている。

明治 22 年（1889）4 月の市制町村制の施行により、摂津国豊島郡内の小曾根村・浜村・長島村・北条村・寺内村・石蓮寺村の 6 村が合併して行政村の小曾根村が誕生し、旧村は大字と名称を変えた。元禄郷帳によると、浜村以下石蓮寺村までの 5 村は、かつて小曾根村の枝郷であったという。明治 29 年（1896）には郡制へ移行する準備段階として豊島郡と能勢郡が合併し、豊能郡が発足したため、石蓮寺地区は大阪府豊能郡小曾根村大字石蓮寺となった。

本文書は大半が行財政にかかわる公文書であるが、明治 10 年代の戸長役場文書を中心とした町村制以前の石蓮寺村文書も含み、近世村から近代の行政村へ移行する状況をうかがうことができる。石蓮寺村の名の由来は、天平年間に行基がこの地に寺院を創建し、天竺山石蓮寺と称したという伝承に基づく（『大阪府全志』）。広大な境内と千軒の伽藍を誇ったが、平清盛に破却され廃寺となったという。今日の豊中市若松町にある住吉神社（若宮）がその跡とされる。

● 町村制以前の石蓮寺村文書について

町村制以前の石蓮寺村に関わる文書は 95 点に及び、大半が戸長役場文書である。明治 15 年（1882）2 月の「村会議決証」〔資料番号 5、以後番号のみ示す〕には議員 8 名の記名調印があり、同年 12 月に石蓮寺村戸長役場で承認印を受けている。国税・地方税徴収の手続き、小学校予備金の確保（土地売買時の金高、親族へ譲渡時の地価額、婚礼・家普請にかかる振舞料より徴収）、村内取締りとして神事・祭典の供物等および公文書作成料の取決め、村内の組分けなどが記されていて、代表者による明治前期の村議会の様子がうかがわれる。

また、村内一同の協議もあり、明治 12 年 5 月の「村内取締定約書」〔資料番号 18、以下番号のみ示す〕は、博奕禁止から始まっていて近世の村定めの名残を見せるが、人民総代 1 名に立会協議人 4 名を加えて毎月 5 日に万事協議のうえ取扱うことを定めており、村民 72 名が連印している。また、17 年 1 月の 5 か年質素儉約の決議書〔4〕にも同様に 70 名の連印がある。

明治 21 年には小曾根・浜・長島・寺内・石蓮寺の 5 か村で「聯合村申合規約書」〔17〕が作られており、北条村は抜けているものの翌年の町村制施行へ向けての調整が進められていたことがわかる。

明治 22 年 11 月 11 日付の「年々諸費調査精算帳」〔24〕および「議員立会年々計算帳写」〔25〕は、町村制施行後まもなく作成されたもので、旧石蓮寺村の明治 13 年から 21 年 12 月までの各年の村財政の決算状況を示す史料として注目される。

● 町村制下の小曾根村大字石蓮寺文書について

町村制下の大字石蓮寺に関わる文書は、町村制開始直後から昭和 6 年に至るまで、170 点ほど数えることができる。

なかでも多くを占めているのが、大字石蓮寺の財政に関する帳面である。年に 2 回、上半期（8 月）と下半期（12 月）に分けて作成している。それを半期ごとに、地価割・戸別割など各家から集金した収入を「勘定帳」または「課賦帳」に記し、地区での諸支出を「計算帳」に記載しており、1 年間で計 4 冊の帳面を作っていた。

財政の帳面に関しては、時を経るごとに、少し表題が変化していることなど見受けられるが、収入と支出を分けてそれぞれ帳面を作成していることには変わりはない。また、町村制以後の分だけでも大正 6 年（1917）まで確認できるため（明治 29 年、同 31 年～41 年は欠）、ある程度まとまった大字石蓮寺の財政状況を知ることができる意義は大きい。収入と支出の両方の帳面が揃っていないものもあるが、収入額・支出額・過不足を各帳面に記載しているものが多いため、それぞれを有効的に活用することができよう。

また、紙縫で一括されているものがあり、紙縫下げ札〔110〕の内容から、明治 40 年（1907）8 月から同 44 年 12 月までの計 20 冊が一括になっていたことが分かるが、今日ではその内の 10 冊〔111～120〕しか現存していない。

そのほかの帳面では、学校の諸掛りや派出所新築費、道路開設の土木工事費など、大字への費用分担がある一方、大字内で神社の初穂料や祭礼費用、墓地の維持・管理や火葬室修繕、髪結床の建替えにかかる費用や労働の割り当てが行なわれており、昔ながらの生活共同体的側面をうかがうことができる。

大字石蓮寺の行政に関しては、「大字石蓮寺書類引継目録」〔67～74〕があり、行政文書の一覧を知ることができる。ここでは人民総代が 2 人（口村治兵衛、今西正作）おり、年番で交代するときに毎年引継目録を作成している。こちらも明治 24 年（1891）を除き、同 23 年から同 33 年まで毎年分が一綴となって現存している。

行政村の小曾根村に関する文書は僅少で、同村役場から石蓮寺区長にあてた事務封筒に一括されているものだけである〔186-1～9〕。昭和 6 年に小曾根村役場と同村農会から出された公文書で、文書番号と「契印」を備え、大字石蓮寺に対し通知・依頼・照会といった内容である。

大正 8 年（1919）に内務省から出された「民力涵養懸賞募集」のポスターは、第一次世界大戦末期、前年には日本中で米騒動の嵐が吹き荒れ、社会が荒廃した時期にあって、活動写真映画の筋書と標語を募集し、健全な国家観念の養成、公共心の涵養、勤儉力行など、人心の刷新を図ろうとしたものである。おそらく小曾根村役場から大字石蓮寺に掲示を求めてきたものと考えられ、時代を感じさせる優品である。